

安城桜井SBC規約

第1章 総則

第1条 本団体は、安城桜井SBC（以下、本チーム）と称する。

第2条 本チームに事務局をおく。

第3条 本チームは、安城市立桜井小学校2年生以上をもって構成する。ただし、役員会で認めた場合はこの限りでない。

第2章 活動目的

第4条 ソフトボールを通じて部員の体力向上、健全育成を図り、桜井学区の友情の輪を広げることを目的とする。

第3章 役員

第5条 本チームに次の役員をおく。

代表	1名
監督	1名
コーチ	2名
事務局	1名
会計	1名
協力コーチ	若干名

第6条 選出及び就任は、総会においての報告をもって承認とする。

第4章 議会

第7条 本チームの議会は、総会と役員会とする。

第8条 代表は、必要と認めた場合、総会を開くことができる。

第9条 総会は毎年4月に定期総会を開く。

第5章 会計

第10条 本チームの運営経費は、部費及び寄付金、その他の収入をもって賄うものとする。

第11条 部費は、部員一人当たり1ヵ年18,000円とする。

第12条 本チームの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 会計報告は、定期総会において報告する。

第6章 その他

第14条 その他必要事項は、役員会にて決定する。

附則 本規約は令和2年4月1日より施行する。

安城桜井 S B C 細則

第1条 入部

- 1) 年間を通して受け付ける。

第2条 部費

- 1) 入部費 2,500円を徴収する。
- 2) 途中入部に関しては、月額 1,500円×月数で算出する。
- 3) 部員のスポーツ保険掛金は部費から支払う。
- 4) 遠征費用は別途集金する。
- 5) 公認資格の取得費及び更新費を部費より半額負担する。

第3条 ユニホーム等

- 1) ユニホーム上着を本チームから貸し出す。
- 2) ユニホームの更新については10年を目途に行う。
- 3) ユニホーム上着以外の必要なズボン、帽子及びバッグ等は、個人にて用意する。

第4条 練習用具

- 1) グローブ、バット及びスパイク（白地・赤）は個人にて用意する。
- 2) 上記以外の物に関しては、本チームにて用意する。
- 3) 練習時は、練習用ズボン（白）が望ましい。

第5条 キャプテン選出

- 1) 役員会で決定する。

第6条 マネージャー選出

- 1) 6年生の父母の中から役員会で選出し、依頼する。

第7条 協力コーチ（スタッフ）

- 1) 毎年3月末までに代表より依頼し、スポーツ保険の加入を斡旋する。

第8条 協力者

- 1) 部員の父母とする。